

本工事は複数年度にまたがる債務負担行為に係る契約です。  
なお、本工事の請負契約締結には下記の条件が付されますのでご注意願います。

#### 債務負担行為に係る契約の特則

各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）とこの支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）は、予定価格をもとに例示すると次のとおりです。

支払限度額	令和5年度	0円
	令和6年度	92,992,900円
出来高予定額	令和5年度	0円
	令和6年度	92,992,900円

※上記は例示ですので、実際の契約締結においては、支払限度額と出来高予定額は入札結果（落札価格）に対応した金額となります。

※発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、支払限度額と出来高予定額を変更することができることとする。

#### 前払金について

前払金は令和6年4月1日以降に請求することが可能です。